第23回全国健康福祉祭いしかわ大会 宿泊等業務にかかる企画提案実施要領

(目的)

第1 この要領は、第23回全国健康福祉祭いしかわ大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)が「第23回全国健康福祉祭いしかわ大会宿泊等業務(以下「宿泊等業務」という。)」の発注先を、公募による企画提案により選定する手続きについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2 本要領における公募での企画提案による選定とは、あらかじめ宿泊等業務の概要等を広告し、提出された企画提案の内容を審査のうえ、最も適した企画提案を提出した た者を業務実施協定の相手方として選定することをいう。

(審査及び選定)

第3 公募による企画提案の審査及び選定は、宿泊等業務企画提案選定委員会が行う。

(企画提案参加希望者の公募)

- 第4 実行委員会は、企画提案の提出期限の前日から起算して概ね40日前に、次の各 号に掲げる事項を広告し、参加希望者を公募する。
 - (1) 業務の概要に関する事項
 - (2) 参加資格の要件に関する事項
 - (3) 企画提案の概要に関する事項
 - (4) 企画提案を評価する項目に関する事項
 - (5) 企画提案説明会の開催日時及び開催場所
 - (6) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - (7) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - (8) その他必要と認める事項

(企画提案参加希望者の資格要件)

- 第5 宿泊等業務の企画提案に参加しようとする者は、単独の法人若しくは個人、又は 複数の法人若しくは個人による共同企業体であること。また、次の各号の全ての要件 を満たすこと。
 - (1) 石川県内に本社、支社又は営業所等を有すること。
 - (2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき、旅行業の登録を受けた者であること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない こと。
 - (4) 参加表明書及び企画提案受付期間において、会社更生法(昭和27年法律第172 号)に基づく更正手続き開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号) に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
 - (5) 石川県税を滞納していないこと。
 - (6) 複数の共同企業体構成員となっての参加や、共同企業体構成員と単独の法人・個人として重複参加していないこと。

(企画提案の参加表明)

- 第6 企画提案に参加しようとする者は、企画提案参加表明書に別に定める書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。
- 2 参加表明書の提出期限は、広告日から起算して概ね20日以内とする。

(企画提案説明会と質疑の共有)

- 第7 実行委員会は、宿泊等業務にかかる企画提案に参加しようとする者に対し、業務 内容と企画提案審査を含む契約手続きの詳細を説明するために、企画提案説明会を実 施する。
- 2 前項の説明会は、広告日から概ね10日以内に実施する。
- 3 企画提案参加希望者からの業務内容や契約手続きに関する質疑は、広告日から起算して概ね10日以内に実行委員会が受け付け、受付締め切り後7日以内に回答を整理して、すべての参加表明者に報告する。報告は、ホームページへの掲載により行うものとする。

(企画提案参加資格要件の審査)

第8 実行委員会は、第6の規定に基づき参加表明書を提出した事業者について、第5 に規定する資格要件に基づき、参加者の資格審査を行うものとする。

(参加資格を有しない者への通知)

第9 実行委員会は、第8の資格審査結果に基づき、参加者として資格を有しない者に その旨を通知するものとする。この通知には、資格を有しないと判断した理由を付す ものとする。

(企画提案書の提出要請)

- 第 10 実行委員会は、第 8 の資格審査結果に基づき、資格を有すると認められる参加希望者に対し、次の点について記載した企画提案書の提出を要請するものとする。
 - (1) 業務処理・推進体制
 - (2) 業務処理・推進計画
 - (3) 企画の提案及びその説明
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 実行委員会は、前項の提出要請を行った日から起算して概ね14日以後に企画提案 の提出期限を設定するものとする。

(審査方法及び審査結果の通知)

- 第 11 選定委員会は、企画提案書の内容の審査及び評価を、書面審査及びプレゼンテーション審査に基づき行い、業務の内容に最も適すると認められる企画提案者を選定するものとする。
- 2 プレゼンテーションの実施方法、審査基準の詳細は、実行委員会が別に定める。
- 3 第1項の審査結果は、企画提案書を提出した者全てに対し、書面により通知すると ともに、ホームページに公表するものとする。

(企画提案審查基準)

- 第12 企画提案の審査にあたっては、下記の事項について総合的に判断する。
 - (1) 企画提案の妥当性に関する事項
 - (2) 実施体制等に関する事項

(業務の発注)

第13 実行委員会は、選定委員会で選定された企画提案者に、宿泊等業務を発注する。

(補則)

第14 この要領の実施に関し必要な事項は、実行委員会が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年1月6日から施行する。